

食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証 (国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム)

令和8年6月
農林水産省

目次

(1)	食品アクセス	2
(2)	食品産業、合理的な価格形成	6
(3)	食品安全・消費者の信頼確保	
①	食品の安全性の向上	11
②	食品表示の適正化	14

(1) 食品アクセス

(1) 食品アクセス

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

食品アクセス

食品アクセスの確保

(物理的アクセス)
高齢者等を中心に食品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者(いわゆる買物困難者)への対策の取組が行われている市町村割合

2024年度: 89% 2025年度: 87% 2030年度: 90%

(経済的アクセス)
経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合

2024年度: 55% 2025年度: 67% 2030年度: 80%

(経済的アクセス)
フードバンク活動を行う団体の食品取扱量

2023年度: 15,755t 2024年度: 14,674t 2030年度: 28,000t

・地域の関係者が連携して取り組む体制づくり
・ラストワンマイル物流の確保の促進

・食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり【R7 (R6補含む)】【R8】
・持続可能な食品等流通総合対策【R7 (R6補含む)】【R8】

・地域の関係者が連携して取り組む体制づくり
・食品事業者の取組の見える化
・出し手・受け手のマッチングの促進、フードバンク等への支援

・食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり【R7 (R6補含む)】【R8】
・食品アクセス担い手確保・機能強化【R7 (R6補含む)】【R8】

※: 目標・KPIの最新値は赤字

現状分析 (目標の達成状況)

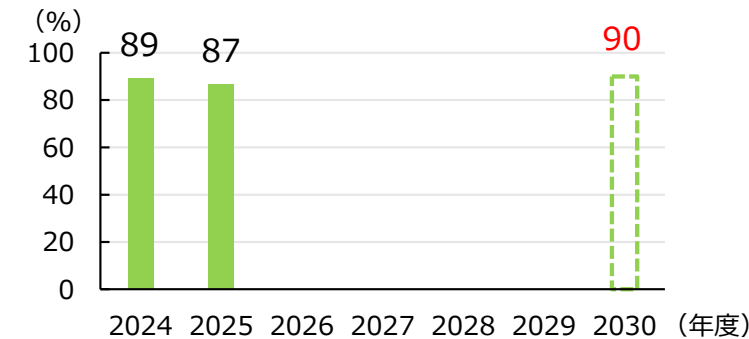
(目標: 食品アクセスの確保)

- 食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくり、フードバンク等への支援等の施策を通じて物理的アクセス及び経済的アクセスの確保を推進。
KPIの進捗状況は以下のとおりであり、一部KPIで低下しているものがあることを踏まえると、目標である食品アクセスの確保のためには、一層取組の推進を図っていく必要。

(KPIの進捗状況)

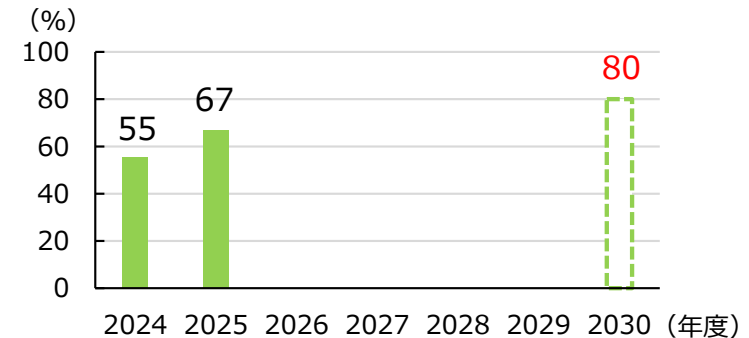
- 買物困難者等への対策の取組が加速化するよう、地域の体制づくり支援や先進事例の横展開等を実施。KPIである物理的アクセスへの対策の取組が行われている市町村割合は、2025年度には前年度から2ポイント低下し、87% (図1-1)。2025年度に農林水産省が実施したアンケート調査への回答市町村数は前年度(1,033)から約2割増加(1,238)。また、前年度において、買物困難者への対策が必要だが、取組に着手していないと回答した98市町村の約半数(46)が2025年度に対策に取り組むなど、取組の広がりも見られるところ。一方、2025年度に新たにアンケートに回答した市町村や、2025年度から新たに「買物困難者への対策が必要」と回答するようになった市町村では、取組に着手していない割合が比較的高かった(次頁 図1-3)こと等から、KPIは前年度から2ポイント低下し、87% (図1-1)。施策を通じて関心の高まりや取組の広がりは見られる一方、具体的な対策の進展に向けて引き続き取り組んでいく必要。
- 経済的理由により十分な食料を入手できない者への対策の取組が加速化するよう、地域の体制づくり支援や先進事例の横展開等を実施。KPIである経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合は、2025年度には前年度から12ポイント増加し67%となり、2030年目標に向けて順調に推移 (図1-2)。引き続き、経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の向上に向けて取り組む必要。
- フードバンク等の食料受入・提供機能等の強化を図った一方で、食品事業者において商慣習の見直しによる食品ロス削減対策が進んだ影響もあり、KPIであるフードバンク活動を行う団体の食品取扱量は、2024年度は前年度から約1,100t減少し14,674tとなった。2025年度における取扱量も同様に、食品ロス削減対策の影響を受けていることが想定される。一方、毎年230万t程度の事業系食品ロスが発生していることを踏まえ、引き続き、フードバンクにおける食品取扱量の拡大に向けて取り組む必要。

図1-1 買物困難者への対策の取組が行われている市町村割合



資料: 農林水産省「食品アクセス問題(買物困難者)に関する全国市町村アンケート調査」を基に作成

図1-2 経済的アクセスの確保に取り組む市町村割合



資料: 農林水産省「経済的な食品アクセスの確保に取り組む地域の実態把握に関するアンケート調査」を基に作成

(1) 食品アクセス

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

【物理的アクセスの確保】

KPIである物理的アクセスへの対策の取組が行われている市町村割合は、2025年度は87%と前年度より2ポイント低下。主な施策の取組状況については以下のとおり。

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

・ **支援策パッケージや先進的な取組の周知**とともに、地方自治体や食品事業者、物流事業者、フードバンク等地域の関係者が連携する体制づくりのための協議会の設置やコーディネーターの配置等を支援。2025年度は物理的アクセス改善に係る**5件の取組を支援**。

○ ラストワンマイル物流の確保の促進

・ **ラストワンマイル物流の取組支援**（2025年度は2件の取組を支援）とともに、食品アクセスの確保に向けて**全国キャラバンを年2回開催**したほか、2025年度には**優良事例を共有する会議を初めて開催**。地方自治体や事業者のべ810名が参加。

これらの取組により、活用可能な支援メニュー、取組の優良事例、最新のノウハウ等の理解が促進されたこと等によって、物理的アクセスに関心を持つ市町村や初めて対策に取り組む市町村の増加に寄与。アンケート回答数は増加したものの、**新たにアンケートに回答した市町村や、前年度には「対応は不要」と回答していた市町村では「対応は必要だが、対策は行っていない」と回答した割合が比較的高かった**（図1-3）こと等から、KPIである物理的アクセスへの対策が行われている市町村割合は低下。

【経済的アクセスの確保】

KPIである経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合は、2025年度は67%と前年度より12ポイント増加。また、KPIであるフードバンク活動を行う団体の食品取扱量は、2024年度は14,674tと前年度より約1,100t減少。主な施策の取組状況については以下のとおり。

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

・ **地域の関係者が連携する体制づくりのための協議会の設置やコーディネーターの配置等を支援**。2025年度は経済的アクセス改善に係る**10件の取組を支援**。

また、関係省庁の支援策を取りまとめた支援策パッケージや、先進的な取組事例集を作成。全国キャラバンの開催等を通じて広く関係者に周知するとともに食品アクセスの確保に向けた体制づくりを働きかけ。

これらの取組により、経済的アクセスの確保のための体制整備に関する市町村の関心・理解が促進され、**KPIである経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村の割合は着実に増加**。

○ 食品事業者の取組の見える化

・ 2025年に**食品リサイクル法の判断基準省令を改正**し、食品事業者が未利用食品の提供量等の食品ロス削減に関する取組について有価証券報告書等を通じて**情報発信を行うことを努力義務**として規定。

○ 出し手・受け手のマッチング、フードバンク等への支援

・ **フードバンク等の受入・提供機能等の強化に向けて**、冷蔵・冷凍設備等の導入や食品衛生管理の専門家の派遣等を支援（2025年度は91団体を支援）。

・ 食品事業者とフードバンク等との**情報交換会を全国各地で実施**するとともに、食品事業者からの寄附を促進するため、**2026年4月から消費者庁と農林水産省が連携し、フードバンク認証制度を開始**（図1-4）。

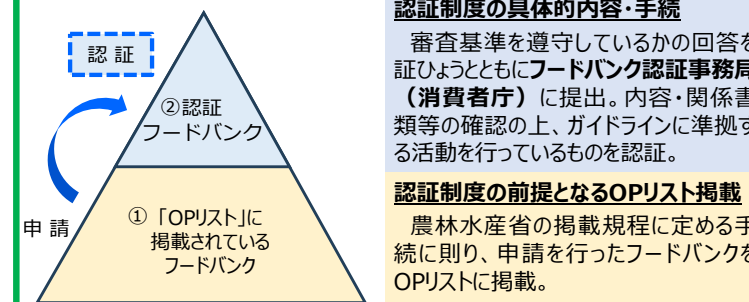
これらの取組により、食品事業者における食品寄附の後押しが図られるとともに、フードバンクの体制強化等が進展。一方、**食品ロス削減対策が進んだ影響もあり、KPIであるフードバンクの食品取扱量は減少**。

図1-3 買物困難者への対策を必要とする市町村割合と対策が未実施の市町村割合

	2024年度	2025年度
①「買物困難者への対応が必要」と回答した市町村の割合	88.1%	89.3%
②「買物困難者への対応は必要だが、対策は行っていない」と回答した市町村の割合	10.8%	13.2%
③2025年度に初めて回答した市町村のうち、「買物困難者への対応は必要だが、対策は行っていない」と回答した市町村の割合	-	18.3%
④2024年度には「対応は不要」、2025年度には「対応は必要」と回答した市町村のうち、2025年度に「対策は行っていない」と回答した市町村の割合	-	27.7%

資料：農林水産省 2024、2025年度「食品アクセス問題（買物困難者）」に関する全国市町村アンケート調査結果」を基に作成

図1-4 フードバンク認証制度のイメージ図



資料：消費者庁「フードバンク認証制度」を基に作成

注：OPリストとは、フードバンクオープンリストの略。農林水産省に掲載希望のあったフードバンクの活動情報を取りまとめたリスト

(1) 食品アクセス

目標達成に向けて克服すべき課題

【物理的アクセスの確保】

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

- ・ 食品アクセスに関する課題解決には、過疎対策、交通、食品産業など様々な分野の関係者と連携して取り組む必要があることから、課題解決のより円滑な推進のため、地方自治体等の**地域の関係者が連携して主体的に取り組む地域の体制づくりを推進する必要**。

○ ラストワンマイル物流の確保の促進

- ・ 全市町村を対象にした物理的アクセス（買物困難者対策）に関するアンケート調査によれば、**対策を実施していない市町村のうち、29.5%の市町村が「どのような対策を実施すべきかわからない」と回答していることを踏まえ、対策が未実施の市町村において取組が着手されるよう情報提供等の働きかけが必要**。

【経済的アクセスの確保】

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

- ・ 食品アクセスに関する課題解決には、農業、福祉、食品産業など様々な分野の関係者と連携して取り組む必要があることから、課題解決のより円滑な推進のため、地方自治体等の**地域の関係者が連携して主体的に取り組む地域の体制づくりを推進する必要**。

○ 食品事業者の取組の見える化

- ・ 食品事業者の取組を後押しするため、食品事業者が食品リサイクル法に基づき提出する食品ロス削減量等の情報を基に、**食品事業者の食品ロス削減・リサイクルに関する取組を適正に評価し、開示する制度創設が必要**。また、創設に当たっては有識者や事業者も交えて検討を行うことで、分かりやすく食品事業者等の理解が得られ、かつ、食品産業の実情を踏まえたものとする必要。

○ 出し手・受け手のマッチング、フードバンク等への支援

- ・ 食品寄附を検討する食品事業者は一定数いるものの、食品事業者が希望する食品寄附量や管理体制に対し、**フードバンク等の受入可能量や受入体制のミスマッチが見られることから、食品事業者とフードバンク等のマッチングによりミスマッチの解消を図る必要**。
- ・ その際、食品事業者の大口寄附を受けられる持続的・安定的なフードバンクの育成が必要。

課題への対応方向

【物理的アクセスの確保】

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

- ・ 食品アクセスの**更なる普及活動**に加え、地方農政局等から地方自治体へ食品アクセスの必要性について説明する等、**地域の体制づくりの働きかけ**を引き続き実施。

○ ラストワンマイル物流の確保の促進

- ・ 先進的な取組を行う自治体や事業者との意見交換や調査等を通じて、**優良事例の収集を強化**するとともに、食品アクセス全国キャラバンを通じた全国の自治体に対し**支援策の周知**や事例の発信に取り組む。特に、2025年度に新たにアンケートに回答した市町村のうち**対策が必要と回答しているものの取組の実施に至っていない市町村**については、各市町村が抱える課題を把握した上で、**課題に対応する優良事例を個別に案内**するなど、取組の進展に向けた働きかけを実施。

【経済的アクセスの確保】

○ 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり

- ・ 食品アクセスの**更なる普及活動**に加え、地方農政局等から地方自治体へ食品アクセスの必要性について説明する等、**地域の体制づくりの働きかけ**を引き続き実施。

○ 食品事業者の取組の見える化

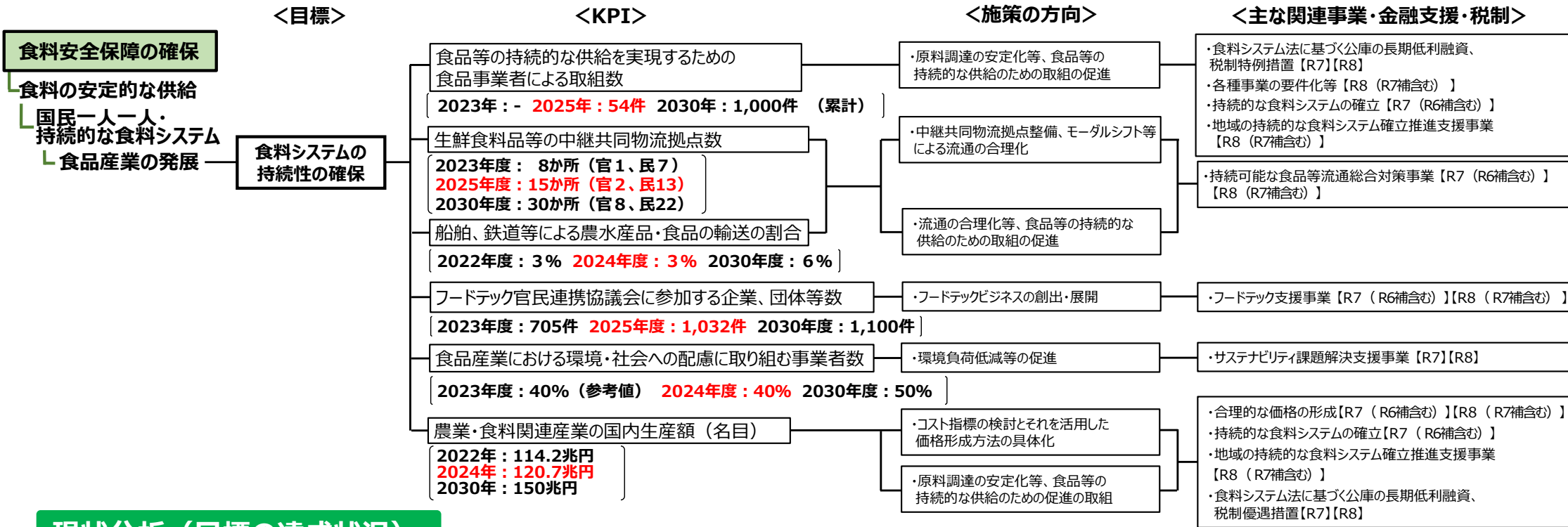
- ・ 食品企業の食品ロス削減等の取組を適正に**評価する仕組み及び開示する仕組み**の2028年度本格実施に向け、**2027年度に試行実施**予定。その際、食品寄附についても考慮の対象とすることも検討する。

○ 出し手・受け手のマッチング、フードバンク等への支援

- ・ 食品事業者や農協等への個別訪問を通じて積極的な寄附を呼びかけるとともに、フードバンクと食品事業者等との交流会の開催により**出し手と受け手のマッチングを推進**。
- ・ フードバンクの食品取扱量の減少に係る要因の分析に努めるとともに、2026年4月から開始した**フードバンク認証制度**を活用しつつ、フードバンクの機能強化を通じて**食品事業者から大口寄附を受けられる持続的・安定的なフードバンクの育成**に取り組む。

(2) 食品産業、合理的な価格形成

(2) 食品産業、合理的な価格形成



※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析 (目標の達成状況)

(目標：食料システムの持続性の確保)

食料システムの持続性の確保に向けて、食品等の持続的な供給のための取組の促進、流通の合理化、フードテックビジネスの創出、環境負荷低減等の促進、合理的な価格形成等の施策を推進。食料システムの持続性の確保に向けて進展は図られているものの、一部横ばいのものもあり、更に取組の推進を図っていく必要。

(KPIの進捗状況)

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数 (食料システム法の計画認定数) は、2025年10月より制度運用を開始し、2026年3月末時点で54件。計画認定制度開始から半年後の実績であるものの、2030年目標の達成に向けては更なる推進が必要。
- 生鮮食料品等の中継共同物流拠点数は、2025年度には2023年度から7か所増の15か所。2030年目標達成に向け順調に推移。
- 船舶、鉄道等による農水産品・食品の輸送の割合は、2022年度と比べて2024年度も3%と横ばいであり、更なる推進が必要。なお、2025年度においては、物流効率化法に基づく農産品・食品分野に関する総合効率化計画7件のうちモーダルシフトに関係する計画が6件認定される等、事業者による取組が進んでいる。
- フードテック官民連携協議会に参加する企業等の数は、2025年度末で2023年度から327件増加し1,032件。2030年目標達成に向け順調に推移。
- 食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数は、2024年度は前年比横ばいの40%であり、更なる推進が必要。なお、2025年度に食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォームを立ち上げ、食品産業の環境・社会的課題への関心の醸成に努めているところ、プラットフォーム参加企業数は2026年3月時点ではオープニングイベント(2025年7月)時より32%増加。
- 農業・食料関連産業の国内生産額は2024年は2022年比で6.5兆円増の120.7兆円。なお、国内生産額の算出基礎となる卸売業 (食料・飲料) の出荷額、小売業 (飲食料品) の販売額、外食産業の売上高のいずれも2024年から2025年にかけて増加している。

主な施策の取組状況については次頁のとおり。

(2) 食品産業、合理的な価格形成

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 食品等の持続的な供給

- ・ 食料システム法に基づく計画認定制度について、金融税制の特例措置に加え、各種事業における計画認定の要件化を図りつつ推進すること等により、KPIである計画認定数は制度開始から半年後の**2026年3月末で54件**。認定を受けた計画の多くが特例等の措置を活用している一方で、要件化されている事業が一部にとどまるため、補助事業の活用は12件に留まっている（図2-1）。

また、食品事業者と農林漁業者が連携し、地域資源を活用した食ビジネスの創出に取り組む地域コンソーシアムにおいては、案件形成に繋がる可能性のあるプロジェクトが2026年3月末時点で45件立ち上がっているが、実際に案件形成され、認定に至った案件は2件に留まる。

○ 流通の合理化

- ・ 中継共同物流拠点の整備は、補助事業による支援や団体等を介した情報発信を通じて整備を推進。結果、2025年度には国の補助事業を活用して整備した拠点数が1か所、民間主導で整備した拠点数が6か所増加しており着実に進展（図2-2）。加えて、農業構造転換集中対策として措置された中継共同物流拠点施設緊急整備事業等により、5箇所の中継共同物流拠点を整備中。

- ・ モーダルシフトについて、2024年度の割合は横ばい。2025年度においても中継共同物流拠点の整備や船舶を利用した食品の長距離輸送等の実態把握とともに、船舶・鉄道関係者との意見交換、荷主向けの講演等により定着を図ったが、実態調査の結果、依然として振動や温度管理の問題による品質劣化や輸送コスト等の課題が残されていることが確認された。

○ フードテックビジネスの創出・展開

- ・ フードテックを活用したビジネスモデルの実証成果の情報発信や、フードテックビジネス推進のためのイベントやセミナーを地方でも開催（計8回）したこと等により、KPIであるフードテック官民連携協議会に参加する企業等数は着実に増加。今後、更にフードテックビジネスの創出・展開を図り、食料システムの持続性の確保につなげていく必要。

○ 環境負荷低減等の促進

- ・ 2024年度の食品産業における環境・社会への配慮に取り組む事業者数の割合は横ばい。人権尊重等の取組に係るセミナー開催を通じて環境・社会への配慮の取組を働きかけてきたものの、中小・小規模企業にとっては経営上の優先順位が低いこと等により、中小・小規模企業の参加が少ない（図2-3）ことが課題。2025年度においては、新たに立ち上げた食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォームを通じて、中小・小規模企業に向けて、地方において持続的な食料システム等に係るセミナー等を開催し、環境・社会への配慮に取り組む中小・小規模企業数の増加を目指しているところ。

○ 合理的な価格形成

- ・ KPIである農業・食料関連産業の国内生産額は2024年は増加している。
- ・ 2025年度においては、指定5品目（米、野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆）について、コスト指標作成に向けた民間主体の議論を後押しし、2団体（米、飲用牛乳）が認定申請。フードGメンによる実効性確保のための調査等を推進。また、消費者の理解醸成のため、広報イベント(4回)や中学校への出前授業(2回)を実施（図2-4）。一方、BtoC販売ではコスト上昇分を十分に価格転嫁できていない場合もある等の課題があり、更なる取組が必要。

図2-1 食料システム法計画認定制度の特例等の活用状況

公庫の長期低利融資：26件	} 38件 (重複除く)
補助事業の活用：12件	
農研機構の設備供用：1件	

資料：農林水産省作成

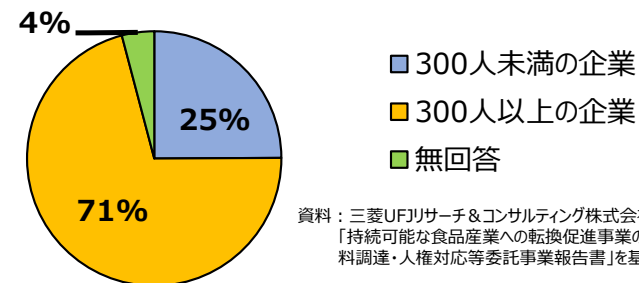
図2-2 中継共同物流拠点（2025年度）

- 国の補助事業を活用して整備 2か所
- 民間主導により整備 13か所
- 上記のうち、2025年度に整備された拠点 7か所



資料：持続可能な食品等流通総合対策事業の事業実績等を基に農林水産省作成

図2-3 セミナー参加申込企業の規模別割合（2024年度）



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「(2024年度)「持続可能な食品産業への転換促進事業のうち持続可能な原材料調達・人権対応等委託事業報告書」を基に農林水産省作成

図2-4 消費者理解醸成のためのイベント等の参加者コメント（2025年度）

【イベント】

- ・ 身の回りにおいて当たり前と思うものの価値を改めて考えて、意識を変えていくことはとても意味がある。
- ・ 生産コストを考えないと消費も出来なくなる日があるのではないか。

【出前授業】

- ・ 商品を手取るまでに多くの人の努力があって、多くの手間がかかっている。それに関わる人たちに感謝をしなければいけないし、商品を購入することで生産者に協力していきたい。

(2) 食品産業、合理的な価格形成

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 食品等の持続的な供給

- ・ 食品事業者による持続的な食料供給に資する取組の増加を一層図るためには、**食料システム法に基づく計画認定を促進する環境整備を図っていく必要**。
- ・ 地域コンソーシアムの多くでは、事業戦略や事業計画の策定など**事業化を支援できる専門的な人材が不足**していることから、地域の未利用資源の活用方法に関する議論が優先され、**具体的な事業化を念頭においた議論が不十分**となり、**案件形成に至らないケースが多い**。

○ 流通の合理化

- ・ 中継共同物流拠点は順調に増加しているが、その**戦略的な配置により新たな食品流通網を構築**するため、引き続き整備を進めていく必要。
- ・ モーダルシフトの推進に向けては、**輸送コストや品質劣化等の課題への対応事例が不十分**であり、取組の横展開も進んでおらず、引き続き推進を図っていく必要。

○ フードテックビジネスの創出・展開

- ・ 更なるフードテックビジネスの創出・展開のためには、**官民双方の投資の促進を図る必要がある**が、フードテックは他のディープテック領域と比較して投資回収に時間を要するなど民間投資を呼び込みにくい状況。

○ 環境負荷低減等の促進

- ・ 中小・小規模企業が環境・社会への配慮に取り組めていない理由として、「何から手を付けて良いかわからない」「十分な人員や予算を確保できない」との回答が多い。このことから、**セミナー開催情報等を入手する機会が無いことや、環境・社会への配慮の取組が直接経営効果に結びつかない**と思われることで、**中小・小規模企業において優先順位が低いことが考えられる**ため、こうした事業者へのアプローチ方法を検討する必要。

○ 合理的な価格形成

- ・ コスト指標作成団体によるコスト指標の作成の後押しにとどまらず、コスト指標の**取引現場や消費者への広報活動での一層の活用を促進する必要**。
- ・ コストを考慮した価格形成は消費者の購買行動に影響を受けるが、現状は消費者の理解醸成の取組にとどまっており、実際の購買行動に十分結びついていない。このため、**行動変容につながる取組の強化が必要**。

課題への対応方向

○ 食品等の持続的な供給

- ・ 引き続き**計画認定制度の周知**を図るとともに、**予算上のインセンティブ措置**（要件化・優先採択・ポイント加算）の**充実強化**を検討。
- ・ **地域コンソーシアム**に事業化のための戦略・計画策定等を支援できる**専門家を含めた体制の構築**を検討。

○ 流通の合理化

- ・ 中継共同物流拠点の整備について、卸売市場整備との**一体的な推進**を図る観点から、引き続き「今後の卸売市場の整備に関する作業部会」や講演等によって啓発するとともに、計画的に拠点整備が進むよう、**推進のあり方**を検討。
- ・ モーダルシフトの推進については、**輸送コストや品質劣化等の課題に対応した実証支援**や、荷主・物流事業者の情報交換の場等を通じた**優良事例の整理・共有**を図る。

○ フードテックビジネスの創出・展開

- ・ 今後、とりまとめ予定のフードテック分野の「**官民投資ロードマップ**」に沿って、**国内投資支援、社会実装、需要創出、市場確保等**に向けた支援を推進。

○ 環境負荷低減等の促進

- ・ 食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォームの会員や地方の食品産業協議会等と協力し、サプライヤー企業や地方の企業への情報提供、意見交換等を行い、**中小・小規模企業へのアプローチを強化**。
- ・ また、中小・小規模企業に対し、環境・社会への配慮に取り組むことで新たな顧客の獲得等経営に結びつくことをセミナー等を通じて周知。

○ 合理的な価格形成

- ・ **業界ごとのコスト指標の活用状況の検証**や、**消費者の属性ごとの有効な周知方法の検証等**を行った上で、個々の取引や消費の実態を踏まえたコスト指標の理解・活用促進のための**効果的なツールの開発・普及等を推進**。
- ・ **広報イベント等により消費者の認知向上と理解の裾野拡大**を図るとともに、**教育現場における情報発信**を通じて、家庭への価格の背景に関する理解の浸透を図り、**コストを意識した購買行動**につなげる。

(3) 食品安全・消費者の信頼確保

(3) 食品安全・消費者の信頼確保 ①食品の安全性の向上

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

国民一人一人の食料安全保障・
持続的な食料システム

食品安全・消費者
の信頼確保

食品の安全性
の向上

食品の安全性の向上のための指針等の
新規策定又は改定件数(累計値)

[2023年：35件 2025年：38件 2030年：40件以上]

・新興危害要因を含め、食品等中の有害化学物質・微生物の汚染実態調査
・汚染低減技術の開発
・食品の安全性の向上のための指針等の策定・改定・検証

・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業【R7 (R6補含む)】【R8】
・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業【R7】【R8】
・輸出環境整備推進事業（国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業）【R7】【R8】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：食品の安全性の向上）

・食品の安全性の向上のためには、科学的知見によるリスク評価に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要。このため、食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査等を実施した上で、**有害化学物質・微生物の汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針等を策定し**、生産者や食品事業者等と連携して安全性向上のための取組を展開（図3-1）。

2024年度には2件、2025年度には1件の指針を策定・改定。2003年の消費・安全局設置以降、KPIである指針等の策定・改定は2025年度末時点で累計38件に達しており、2030年目標に向けて順調に推移（図3-2）。

図3-2 食品の安全性の向上のための指針等の策定・改定件数（累計値）

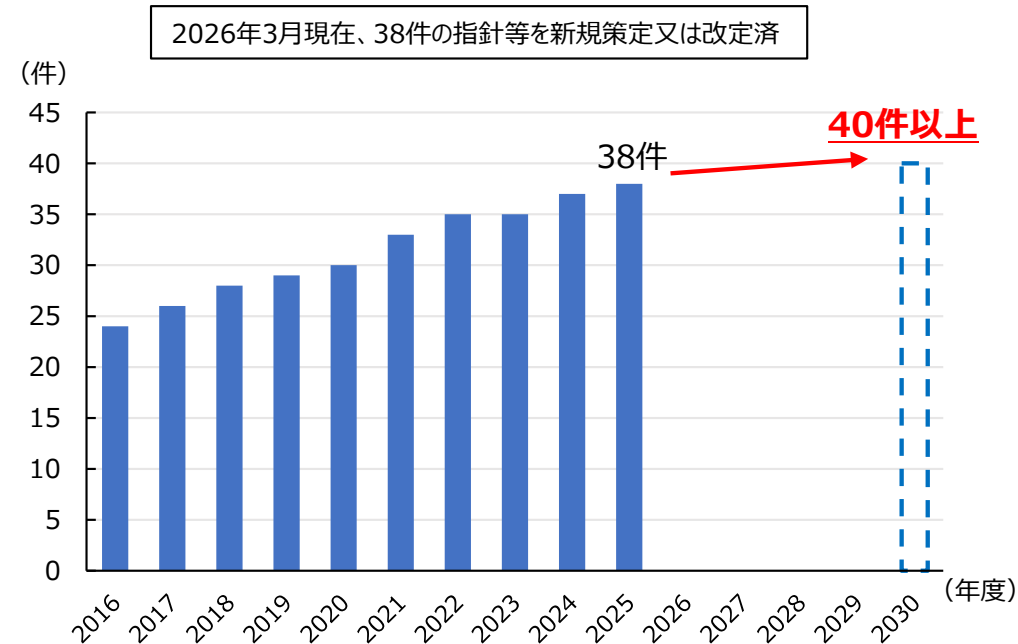
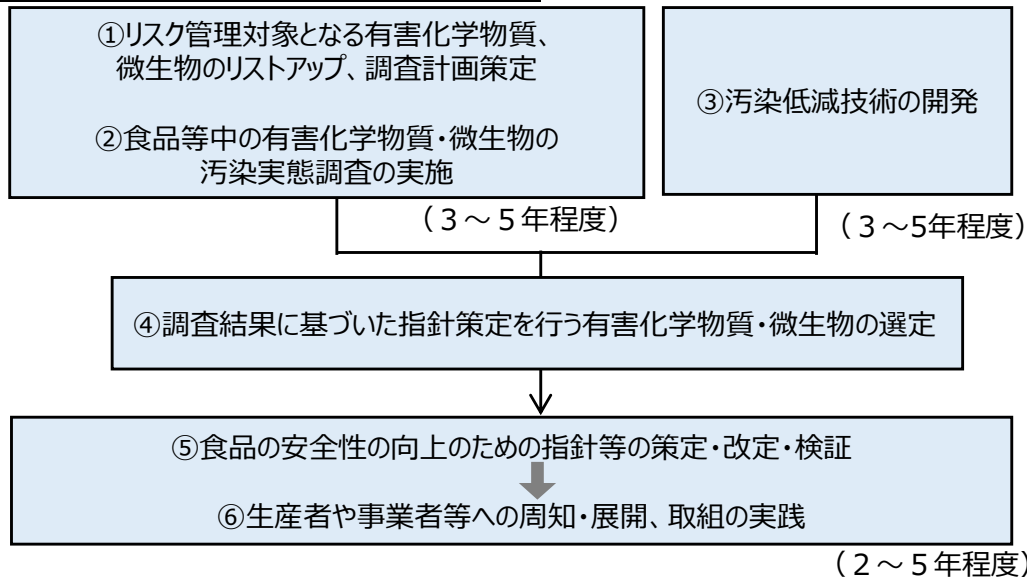


図3-1 食品の安全性の向上に係る主な施策の流れ



資料：農林水産省集計（2026.3.19現在）

注：「食品の安全性の向上のための指針等」とは、生産者や食品事業者等向けに、生産・製造等の食品供給工程の適切な段階で汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針、ガイドライン、手引き等

(3) 食品安全・消費者の信頼確保 ①食品の安全性の向上

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

KPIである食品の安全性の向上のための指針等の新規策定又は改定件数(累計値)は2025年度末時点で累計38件。主な施策の取組状況については以下のとおり。

○ 新興危害要因を含む有害化学物質・微生物の食品等中の実態調査

- 農林水産省では、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質及び有害微生物のリストを作成（前頁①）、最新の科学的知見に基づき随時更新。2026年2月には、最新の情報・知見等に基づき、有害化学物質に係るリストを新興の危害要因の追加も含め、更新したほか、2026年度から2030年度までの5年間で実施すべき実態調査に関する中期計画を策定。
- 2025年度には、有害化学物質でのべ43件、有害微生物でのべ15件の調査（前頁②）をそれぞれ実施済。本調査結果を踏まえ、低減対策の必要性を判断。

○ 汚染低減技術の開発（前頁③）

- 2025年度に、7件のレギュラトリーサイエンス研究課題の実施（図3-3）を通じて、食品の安全性の向上に必要なリスク管理の基礎となる科学的データ・知見を集積。今後、得られた科学的データ等を基に、生産現場における低減技術の効果や実行可能性を検証した上で、生産者や事業者向けに汚染を防止・低減するために必要な対策を取りまとめた指針等を新規策定・改定予定。

○ 食品の安全性の向上のための指針等の策定・改定

- これまでに実施してきた実態調査や汚染低減技術開発の成果を踏まえ、調査結果に基づいた指針策定を行う有害化学物質・微生物を選定（前頁④）し、食品の安全性の向上のための指針等を策定・改定・検証（前頁⑤）。2025年度においては1件の指針等を改定（図3-4）。
- 策定・改定した指針等は、生産者や食品事業者等への周知・展開を図り、取組を促すとともに、実態調査を改めて実施（前頁⑥）することで、その効果を検証。
なお、有害化学物質のうち、3-MCPDについては、安全性向上のための取組が進んだと判断されたため、優先リストから除外するとともに、しょうゆ等の3-MCPDの低減対策を継続するよう、関係業界に要請する通知を発出。

図3-3 2025年度に実施した又は実施中のレギュラトリーサイエンス研究課題

- 気候変動を考慮したかび毒汚染実態解明並びに汚染低減に関する研究
（これまでに国内における気候変動によるかび毒アフラトキシン産生菌の分布を予測するモデルを試作。今後、追加データを取得し、当該モデルを改良予定。加えて、農産物中のかび毒汚染を低減するための管理手法を開発予定。）
- コメ中の有害元素低減と水田からのメタン排出抑制を両立する技術の確立
（これまでに水田からのメタン排出と、コメ中のヒ素、カドミウム低減を両立する最適水管理技術を開発。今後は、土壌の種類異なる複数地域での効果を検証し、高温対策や管理労力削減も考慮したより高度な水管理技術として開発。）
- 農産物中PFASの分析法の確立、農地土壌、水等からのPFAS移行特性の解明
（これまでに農業用水や、根菜類、果菜類等の各野菜中のPFASの高精度分析法を開発し、農業用水についてはマニュアルを作成。また、開発した分析技術を用いて、これまでに米や一部の根菜等の野菜への生産環境からのPFASの移行性を解明。今後は、野菜の対象品目を拡大。）
- 脂溶性貝毒アザスピロ酸のモニタリング技術の高度化
- 食用昆虫中の有害物質のデータベース化、管理手法の確立
- 海洋環境の変化を踏まえた貝毒低減等安全性向上に係る技術開発、検証
- 麦角アルカロイド類の筋収縮作用に基づく毒性評価に関する研究

図3-4 2025年度に改定した指針等

- 鶏肉の生産衛生管理ハンドブックの改定（2025年7月）
カンピロバクターやサルモネラなどの食中毒菌の農場への侵入やまん延を防ぐための「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック」について、現行の飼養衛生管理基準及び国際的な指針等との整合性を取ると共に、優先的に取り組むべき事項を明確化した上で2025年に改定。

(3) 食品安全・消費者の信頼確保 ①食品の安全性の向上

目標達成に向けて克服すべき課題

- 新興危害要因を含む有害化学物質・微生物の食品等中の実態調査
 - ・ **有害微生物**については、**気候変動の変化等**により、媒介生物の分布の変化、種、血清型又は菌株の構成が変化し、**食品の汚染状況の変化が生じる可能性**を適切に評価した上で、**リスク管理の必要性の検討等に反映する必要**。
 - ・ 同様に**有害化学物質**については、気候変動による危害要因の濃度分布等の変動等を踏まえて、**リスク管理の必要性の検討等に反映する必要**。
 - ・ 引き続き、日本国内に流通する食品等中の有害化学物質及び有害微生物の実態に関する**最新の科学的情報の収集**を行っていく必要。
- 汚染低減技術の開発
 - ・ 国内の食品安全分野の研究者に限られる中で、様々な危害要因に対して、対応の緊急性・重要性、実行可能性等を考慮し、優先度に応じて、**汚染低減技術等の科学的データ・知見を収集**していく必要。
- 食品の安全性の向上のための指針等の策定・改定
 - ・ 上記の最新の科学的知見に基づいて、指針等の策定・改定を通じて**適切なリスク管理を着実に実施**し、引き続き、日本国内に流通する**食品の安全性の向上を図る必要**。



課題への対応方向

- 新興危害要因を含む有害化学物質・微生物の食品等中の実態調査
 - ・ 有害微生物については、**新興の病原体を含めて、最新の情報・知見等**に基づき、農林水産省として**優先的にリスク管理を行うべきものを選定したリスト**を2026年度中に**更新**した上で、2027年度から2031年度までの5年間で実施すべき**実態調査に関する中期計画**を策定。
 - ・ 有害化学物質及び有害微生物について、実態調査の中期計画及び毎年度の年次計画に基づき、**計画的に実態調査を推進**。
 - ・ 得られた調査結果については、引き続き、**食品の安全性向上のためのリスク管理措置の必要性の検討や、導入済のリスク管理措置の有効性の検証等**に活用していく。
- 汚染低減技術の開発
 - ・ 関連分野の**研究者とのネットワークの強化等**を通じて、**新たな研究者の積極的な研究参画**を促し、より効果的かつ効率的に、**必要な低減技術等の科学的データ、知見を収集**する。
- 食品の安全性の向上のための指針等の策定・改定
 - ・ 引き続き、**研究開発の成果や実態調査の結果等も活用**して、最新の科学的知見に基づいて食品の安全性の向上のための措置をまとめた指針等を、**新規策定又は改定**していく必要。
 - ・ **策定した指針等に基づく取組の現場での取組**により、食品中の危害要因の低減が進み、**食品の安全性の向上に資することから**、生産者や食品事業者等による取組を促すべく、事業者等との連携を強化し、**さらなる普及を推進**。

(3) 食品安全・消費者の信頼確保 ②食品表示の適正化

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

食料安全保障の確保

国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

食品安全・消費者の信頼確保

食品表示の適正化

食品表示法の違反件数

2023年度：186件 2025年度：136件
2030年度：133件

・表示違反の未然防止に向けた取組の推進
・表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視

・産地表示適正化対策委託事業【R7】【R8】
・食品表示・トレーサビリティ推進委託事業【R7】【R8】
・食品表示監視対策市場流通実態調査委託事業【R7】【R8】
・インターネット販売等食品表示調査委託事業【R7】【R8】
・店頭買上げ委託事業【R7】【R8】
・牛肉トレーサビリティ業務委託事業【R7】【R8】

※：目標・KPIの最新値は赤字

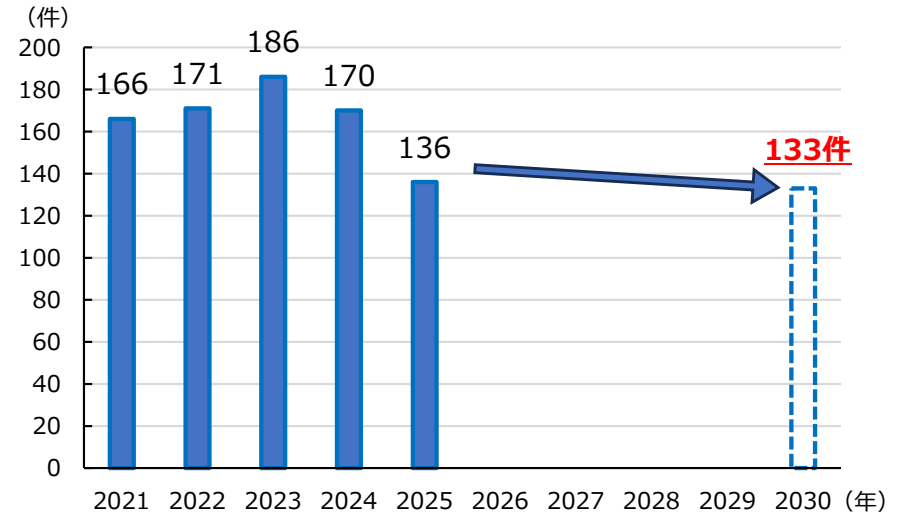
現状分析（目標の達成状況）

（目標：食品表示の適正化）

- ・食品表示の適正化のため、**表示違反の未然防止に向けた取組の推進**や表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への**集中的な監視等を実施**。KPIである**食品表示法の違反件数**（食品表示法に基づく指示・指導の件数^注）は、**2025年度は136件**。2023年度186件、2024年度170件と比較すると**減少**（図3-5）。
- ・食品表示法の違反件数は社会情勢など様々な要因によって変動が生じるもの。**2025年度は全体として違反件数が少ない結果となったが、引き続き、食品表示の適正化のため、表示違反の未然防止に向けた取組を推進するとともに、表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視を行う必要。**

主な施策の取組状況については次頁のとおり。

図3-5 食品表示法の違反件数



資料：農林水産省「食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数」及び「食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等」を基に作成

注：違反件数は、国による品質事項（名称、原材料名、原産地（原料の原産地を含む）等）に係る指示等の件数。消費者庁の所掌である衛生及び保健事項（アレルギー、消費期限及び賞味期限、栄養成分表示等）に係る指示等の件数は含まれない。

(3) 食品安全・消費者の信頼確保 ②食品表示の適正化

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 表示違反の未然防止に向けた取組の推進

- 表示違反の未然防止に向けて、普及啓発を目的とするチラシ（図3-6）や、動画教材等を作成し、近年違反が増加しているスーパーマーケット等を主なターゲットとして普及啓発を図ったほか、食品企業向けのセミナーや個別企業を対象とした研修会を開催（セミナーには約1,600人が参加。研修会は全国6箇所で開催）。

また、食品団体等を通じて業界全体に広く周知し、事業者の食品表示に対する理解醸成を促すことにより、表示違反の未然防止に寄与。

○ 表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視

- 国内生産や輸入等の動向を分析し、不適正表示が起りやすい品目を把握するとともに、オンラインや店頭で販売している商品のDNA分析等を含む科学的分析を行い、表示違反の可能性が高い商品をスクリーニングすることにより、効果的・効率的監視を実施。

また、重大な不適正表示に対しては、指示し改善を求めるとともに、公表。これにより、指示の対象となった事業者だけでなく、他の業界・事業者への法令順守を促すことで違反件数の減少に寄与。

図3-6 未然防止の普及啓発チラシ



資料：農林水産省作成

注：当該チラシを、スーパーマーケット4団体を通じて会員企業に周知しているほか、スーパーマーケットトレードショーや、食品関連事業者等の研修会等、多様な機会を捉えて配布している。

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 表示違反の未然防止に向けた取組の推進

- 2025年度もスーパーマーケット等における表示違反が多い状況が続いている。主な違反の原因は、故意ではなく、ヒューマンエラーなどによる表示ミスであることから、表示ミスの未然防止に向けスーパーマーケット等に対する普及啓発の取組を強化する必要。
- 食品表示等関連制度を把握していない事業者による表示違反が続いており、引き続き表示関連制度の周知が必要。

○ 表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視

- 国内生産や輸入等の動向分析を行い、不適正表示が起りやすい品目を把握した上で、科学的分析を活用しながら重点的かつ効率的に監視を行うことで食品表示適正化をより強化する必要。

課題への対応方向

○ 表示違反の未然防止に向けた取組の推進

- スーパーマーケット向けに表示ミスを防止するための取組を編纂した優良事例集の作成等を行い、周知を図っていく。
- 他の行政機関や関係業界等の関係機関と連携し、食品表示等関連制度の周知を徹底。

○ 表示違反の蓋然性の高い品目・事業者への集中的な監視

- 引き続き、国内生産や輸入等の動向分析を行うことにより、不適正表示が起りやすい品目を把握し、集中的に監視するとともに、DNA分析等科学的分析を行い、表示違反の可能性が高い商品をスクリーニングすることにより、効果的・効率的に監視。